

町の人口

昭和39年9月1日現在
 総人口 29,163人
 内{ 男 14,168人
 女 14,995人
 世帯数 8,488戸
 転入(8月中) 86人
 転出(8月中) 56人



1964. 9. 8

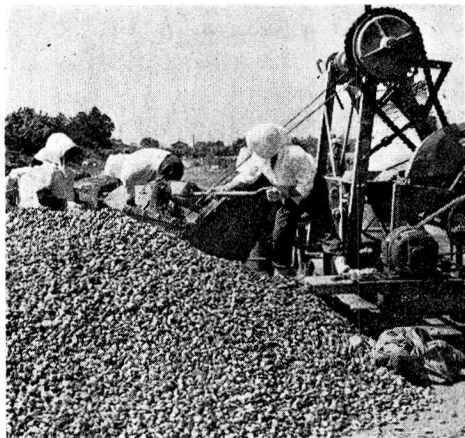
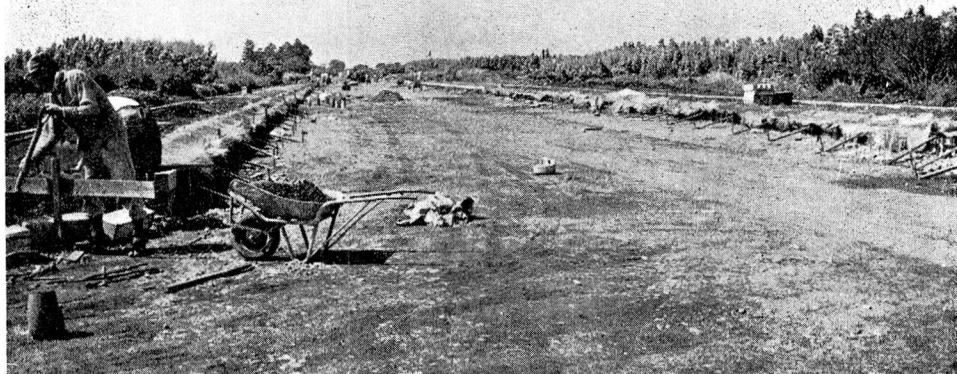
No. 48

発行所 福生町役場

発行兼 総務課
編集人

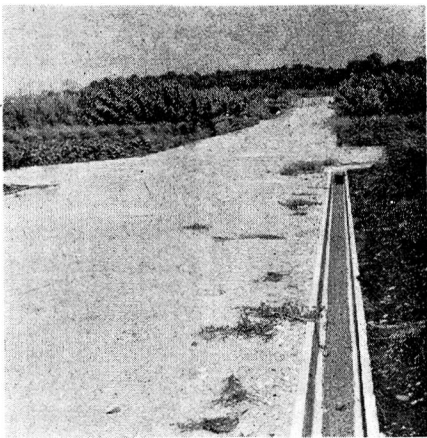
印刷所 昭和印刷KK

着々と進行する区画整理事業



(上) Ⅱ・Ⅱ・2街路

右) 一部完了した区画街路
左) 街路築造工事



事業計画認可

武蔵野台

土地区画整理事業

武蔵野台土地区画整理事業は、昭和三十七年四月十一日に建設省から区域決定を受け、その後事業計画について検討してきましたが、昭和三十九年八月二十五日付をもって、東京都知事から事業計画が認可されました。なお、今後の事業計画については、近く説明会を開催する予定です。

加美平土地区画整理事業は、新都市建設公社に事業を委託し地主各位のご協力により、着々と進行しています。現在まで区画街路が一部完了したほか、Ⅱ・Ⅱ・2街路の工事を行っています。今年度は、さらにⅡ・Ⅱ・2街路の延長と区画街路数本の工事を行う予定で、工事が進行するにつれて、加美地区も急速に整備されていきます。

なお、この事業を進めて行くために、換地等の重要な事項を審議する区画整理審議会は、すでに十五名をもって成立しましたが、このたび、従前の土地及び換地の評価を行うため、つぎの方々を評価員に委嘱しました。

評価員名

- 田村 富士郎
- 大野 新市
- 亀沢 紀一郎
- 大室 二三男
- 上野 重勝

連合国占領軍等の行為等による

被害者等に対する給付金の請求

— 十二月十九日で特効 —

昭和三十六年十二月二十日に施行された「連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」によつて、昭和二十年八月十五日から昭和二十七年四月二十七日までの連合国占領期間中に、連合国占領軍等の行為によつて被害(死亡、負傷、疾病)を受けた者またはその遺族に対し、つぎの給付金が支給されることになっております。しかし、この法律に基づいて、給付金の支給を受ける権利は、その支給原因である事実が生じた日から三年間の特効が消滅するものと思われ、被害者等の大半は今年の十二月十九日で権利が消滅するものと思われ、該当する方で、まだ給付金の請求をしていない方は、昭和三十三年十二月十九日までに請求をしないと給付金が支給されませんので、請求洩れないようお知らせいたします。

請求できるもの

- 一、被害当時日本の国籍を有していた被害者
- 二、被害者の遺族
- ロ、配偶者
- イ、配偶者
- ク、子及び父母
- ハ、被害者と生計を共にしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ニ、イハロのもので法律の

二学期は油ののる時期

★まず健康を主眼に☆

たのしかつた夏休みも終りよいよ新学期です。九月から始まる二学期は、三つの学期のうちでいちばん長く、勉強に油ののる時期です。また天候もよく、運動や遠足などの行事も多い学期です。この三学期を迎えるにあつて、おとうさん、おかあさんほどなん心構えがたいせつです。うか。

- 一、まず夏休みのつかれをなおすこと。とかく夏休みあとのつかれで、夏バテ状態になる子が多いのです。まず十分な睡眠と十分な栄養のある食事に気をくばることが大切です。九月は勉強よりもむしろ健康を主眼にした生活を送るよう心がけて下さい。
- 二、整理の習慣をたてなおし

- 一、療養給付金
被害者が療養のため業務上の収入を得ることができないときに、その業務上の収入を得ることができな
- 二、休業給付金
被害者が療養のため業務上の収入を得ることができな
- 三、障害給付金
被害者が法律施行後に療養した場合は、引続き療養する場合
- 四、遺族給付金
被害者が療養のため業務上の収入を得ることができな
- 五、死亡給付金
被害者が療養のため業務上の収入を得ることができな
- 六、打切給付金
法律施行の際、現に療養中で、療養開始後三年を経過している場合
- 七、法律施行の日以降三年を経過しても疾病等がなおらない場合
- 八、この給付金の給付後は、この法律による他の給付金の支給を行わない
- 九、この給付金は、防衛施設局長が決定する

- 三、学力をつけるよい時期。
一学期の成績や夏休みの宿題のできくあいなど、担任の先生や本人とよく話し合
- 四、福生町内で起きた、夏休み中の子供の交通事故は、中学生二、小学生も、幼児一児童生徒の交通事故防止に十分注意しましょう。

オリンピック聖火が通過

選手二十三名も決る

来月十日から行われる、東京の各県を通り、東京都庁に京オリンピック大会の開会式 聖火の国内第一コースで、十月八日は、午前九時に大垂水峠を出発し、八王子市、町田市、南多摩、秋多摩、青梅市、羽村町を通り、午後一時福生町を通過します。福生町の選手が走る区間は、福生、羽村町境から牛浜十字路までの一区間で、「オリンピック」東京大会聖火リレー東京実行委員会)が決定して要領にしたがつて、つぎの二十三名を聖火リレー選手として選出した。なお、牛浜十字路から徳川の団地前昭島市境までの区間で行いますので、浴道の方は拍手をもつてお迎え下さい。なお八月三十日の聖火リレー西多摩郡走者結団式が行なわれ



- 聖火リレー選手
- 正走者 瓜生 喜蔵
 - 副走者 石川 好男
 - 木場本征二
 - 随走者
 - 岸野好志 井上 聰
 - 西村秋雄 桑林一夫
 - 森田敏雄 久保俊夫
 - 野村勉 清水正夫
 - 来住野郎 田村 正
 - 松下邦夫 石川治男
 - 堀田 豊 鈴木和夫
 - 菅藤 幸 森田政治
 - 清水 原田仲夫

交通安全旬間 九月十五日から二十四日まで



- 交通安全旬間
- 清水 幸
 - 菅藤 幸
 - 堀田 豊
 - 松下邦夫
 - 来住野郎
 - 野村勉
 - 森田敏雄
 - 西村秋雄
 - 岸野好志

住民登録 選挙人資格

実態調査

9月10日から20日まで

今年も九月十日から二十日まで、町内に居住している人を対象に、住民登録及び選挙人資格の実態調査を実施します。この調査は、皆さんが町民としての住民登録に正しく登録されているかどうかを実際調査し、みなさんの居住の実態を把握するとともに、台帳の整理をしたり、公職選挙法に基づいて実施される各種選挙に使用する基本選挙人名簿作成の基礎となる選挙人資格の実態を調査する重要なものでもあります。ご存知のとおり、住民登録原票は、皆さんとの居住関係を公証し、町民としての資格を確保しているもので、届出によつて作成された住民票は、日常生活に必要な各種証明書、選挙、予防接種、財産登記、免許等に広く使用され私たちには欠くことのできな大切なものです。

新しく福生町に住所を定めたり、町内で異動したり、世帯主が変わつたりしたときは、十四日以内に、世帯主または本人が届出なければならぬことになつていきます。まだ届出のすんでない人は至急届出下さい。

調査期間中は役場職員が、皆さんのご家庭にお伺いしますので、よろしくお願ひします。なお、この調査にもれますが、今年調製される基本選挙人名簿に登録されず、また町民としての権利を行使することができなくなる場合もありますので、家を留守にする人は、家族または自分の本籍、住所、氏名、性別、続柄、生年月日、福生町に住所を定めた年月日、近住所等に適用当な紙に書いて、近所の人に渡しておいて下さい。

ごぞんじですか

新築住宅の固定資産税が

減額されます

地方税法の改正に伴い、昭和三十八年一月二日から昭和四十四年一月一日までの間に新築した住宅について、つぎのように固定資産税(都市計画税を除く)が減額されます。減額申請書を提出して下さい。なお、くわしい点ご不審の点は直接係へお問合せ下さい。

●専用住宅を新築した場合

もつぱら居住の用に供するものとして新築した家屋で、床面積が八十五平方メートル(二五・七坪)以下の家屋は、新築してからはじめて課税される年を含む三年度分の固定資産税に限り、その税額の二分の一が減額されます。

●共同住宅を新築した場合

アパート、寮等の建物で、専用住宅と同しく、新築してからはじめて課税される年を含む三年度分の固定資産税に限り、税額の二分の一が減額されます。この場合、一棟の床面積には制限はありませんが、人の居住の用に供するた

土地・家屋調査

十月から実施

税務課固定資産税係では、十月から来年度分の課税対象となる、土地ならびに家屋の調査を、次により実施します

●対象となるもの

一、昭和三十一年一月二日から昭和四十年一月一日までの間に新築された家屋と増改築、滅失等により、従来の評価額に変動を生じた家屋

二、昭和三十九年一月二日から昭和四十年一月一日までの間に、新築等によつて新たに宅地になつた土地及び

●調査方法

調査員が二人一組となつてお伺いし、家屋の内外を調査し、家屋は土地の所有者、坪数、新築及び異動年月日等についておたずねしますから、あらかじめ準備しておいて下さい。なお、調査対象になつていないにもかかわらず調査員がお伺いしないときは、お申し出下さい。

ずれも八十五平方メートル以下でなければなりません。なお、廊下、階段等共同の用に供する部分があれば、独立的に区画された各部の床面積の割合により配分し、加算したものが八十五平方メートル以下のもの。

●併用住宅を新築した場合

店舗兼住宅、事務所兼住宅等で、専用住宅、共同住宅と同じく、はじめに課税される年を含む三年度分の固定資産税に限り、税額の二分の一が減額されます。この場合、居住の用に供する部分と店舗、事務所等の用に供する部分、それぞれ八十五平方メートル以下であり、なおかつ、店舗、事務所等の部分が、居住の用に供する部分の床面積以下のものでなければなりません。したがつて、併用住宅の最高総床面積が百七十平方メートル(五一・四坪)以下となります。

また、廊下、階段等併用する部分がある場合は、住宅部分と店舗、事務所等それぞれの床面積の割合で配分し、加算した面積で決定します。

●その他、中高層耐火建築物を新築した場合は、五年度分が減額されます。

道路舗装寄付

あたりまえがあたりまえでないのが今の世の中……。いづれ福生町の道路を通つて、地元のみならずご迷惑をおかけして申訳ないこと(取四〇〇米、中員が四・五〜六ほど、株式会社ユニキ組)から道路舗装社組織戸直四部)から道路の舗装寄付があります。

舗装された道路は、加美地区の町道四〇一号線及び町道三八一号線の一部で、延長が約四〇〇米、中員が四・五〜六ほど、株式会社ユニキ組)から道路舗装社組織戸直四部)から道路

